

指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕運営規定

（事業の目的）

第1条 株式会社岩多屋が開設する(株)岩多屋福祉事業部 浜田(以下「事業所」という。)が行う指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員(厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、都道府県知事が認定した専門相談員講習会修了者)が、要介護状態(介護予防にあつては、要支援状態)にある利用者に対し、適正な指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 指定福祉用具貸与においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活の便宜を図りその機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防福祉用具貸与においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとする。

2 事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに介護者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供にあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 (株)岩多屋福祉事業部 浜田

(2) 所在地 島根県浜田市下府町 388 番 27

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 福祉用具専門相談員 常勤換算数で2.0名以上

福祉用具専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な福祉用具の選定を行うとともに、その相談に応じる。

福祉用具貸与計画(介護予防福祉用具貸与計画)の作成・変更等を行う。

(3) 福祉用具消毒責任者 1名

提供する福祉用具が繰り返し使用される為、その安全及び衛生には十分留意し、利用者や介護者等が安心して使用できるよう、福祉用具の消毒、保守点検、整備には万全を期して業務に精励すること。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日～金曜日

(2) 営業時間 午前8時10分より午後5時10分までとする。

(指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供方法及び取扱種目)

第6条 事業所で行う指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供方法は次のとおりとする。

(1) 指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて使用方法の指導、留意事項、故障時の対応等などの説明を行う。

(2) 指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

2 事業所において取扱う福祉用具の種目は次のとおりである。

- | | |
|------------|-----------------|
| 1. 車椅子 | 8. スロープ |
| 2. 車椅子付属品 | 9. 歩行器 |
| 3. 特殊寝台 | 10. 歩行補助杖 |
| 4. 特殊寝台付属品 | 11. 認知症老人徘徊感知機器 |
| 5. 床ずれ防止用具 | 12. 移動用リフト |
| 6. 体位変換 | 13. 自動排泄処理装置 |
| 7. 手すり | |

(利用料等)

第7条 指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕を提供した場合の利用料の額は、別途料金表によるものとし、当該指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の利用料は1ヶ月単位の請求となり、開始月及び終了月の利用料は、下記の通りとなる。

(1)利用料(レンタル)の開始

- ・起算日が月の15日以前の場合:1ヶ月分の全額
- ・起算日が月の16日以降の場合:1ヶ月分の1/2の額

(2)利用料(レンタル)の終了

- ・終了日が月の15日以前の場合:1ヶ月分の1/2の額
- ・終了日が月の16日以降の場合:1ヶ月分の全額

(3)利用料(レンタル)契約の起算日と終了日が同月内の場合には、上記に関わらず1ヶ月分の全額を請求する

3 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、あらかじめ利用者又はその家族に対し事前に説明し、同意を得るものとする。

4 指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者へ提供するものとする。

5 指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び利用料、全国平均貸与価格等に関し事前に文書で説明をした上で、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は以下の通りとする。

浜田市	江津市	大田市	邑智郡	益田市	鹿足郡
-----	-----	-----	-----	-----	-----

(衛生管理等)

第9条 事業所は、従業員の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。

2 事業所は、回収した福祉用具について、適切な方法により速やかに消毒を行い、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管するものとする。

3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3)事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(苦情処理)

第 11 条 事業所は、指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う質問もしくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用)の定期的開催及びその結果の従業者に対する周知徹底

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 福祉用具専門相談員等に対する虐待防止のための研修の定期的実施

(4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束等の適正化の推進)

第 14 条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととする。

2 身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため

の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 16 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても、検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後 6 か月以内

(2)継続研修 年 1 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規定は、平成 30 年 5 月 1 日より施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 16 日より施行する。

この規定は、令和 5 年 8 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 5 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 7 年 1 月 1 日より施行する。